

○独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場将来構想有識者会議設置要綱
(平成 24 年 1 月 31 日平成 23 年度要綱第 12 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が、ラグビーワールドカップ 2019 大会開催及び 2020 年東京五輪招致活動を目的とし、国立競技場の将来構想について審議するために設置する国立競技場将来構想有識者会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 14 名以内で組織する。

- 2 会議に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、会議の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員の中から 1 名を委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員等)

第 3 条 委員は、スポーツ、文化、教育、建築等に関し知見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 4 条 会議は、理事長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、審議を行うことができない。
- 3 会議に出席することができない委員は、あらかじめ書面をもって委員長にその権限を委任することができる。この場合は、出席とみなす。
- 4 会議での審議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 原則として、会議は非公開とする。

(関係者の出席)

第 5 条 委員長が認めた場合は、会議に出席することができない委員が、あらかじめ指名する者を陪席させ、発言させることができる。

- 2 センターの役職員は、会議に陪席し、必要に応じ、説明又は報告を行うことができる。

(庶務)

第 6 条 会議に関する庶務は、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて処理する。

(運営の細目)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事運営上必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。